

輪島市監査公表第 18 号

輪島市長より、平成22年11月22日付け発輪監査第192号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年3月11日

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄



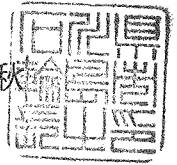
発 環 第 353号

平成23年3月 9日

輪島市監査委員 向 憲龍 様

輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

環境対策課

監査執行年月日

平成22年10月15日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①火葬場使用料の滞納について</p> <p>支払うべきものを支払わずにいる者へは、強い対応をお願いします。</p> <p>強制的に徴収出来ない使用料とのことだが、現年度分がまず滞納とにならないような早めの対策を取って頂きたい。チェック体制を徹底し、こちらから訪問することも重要なことである。</p>	<p>使用后1週間で入金を確認できない者への早期催促を実施した。</p> <p>また、連絡の取れない者や催促後入金の確認のできない者への訪問を実施した。</p>	<p>措置済</p>